

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500111号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500032号

第1 結論

請求者のA社における平成30年6月20日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年6月20日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された平成30年6月分給与・賞与支給実績一覧表、平成30年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び元帳(現金)によると、請求者は、請求期間において、A社から150万円の標準賞与額に相当する賞与(200万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(13万7,250円)を控除されていたことが確認できる。

また、A社の履歴事項全部証明書により、請求期間において、請求者が同社の取締役であったことが確認できるほか、事業主も、請求者が社会保険事務担当者であった旨回答している。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書において、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。ただし、当該規定については、請求者が代表取締

役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社は、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、従業員の賞与は各年7月及び12月の年2回を賞与支払予定月として年金事務所に届け出ているが、役員賞与の6月については賞与支払予定月として届け出ていなかったため、提出用の賞与支払届が郵送されない上、業務多忙により失念した旨陳述している。

さらに、日本年金機構は、A社に社会保険料の滞納はない旨回答している上、オンライン記録によると、これまでの事業所調査においても特に指摘事項がなかったことが確認できる。

これらのことから、請求期間の賞与については、意図的に届出を行っていないものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る当該期間の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。